

○国土交通省告示第千四百三十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十二年十二月一日

国土交通大臣 馬淵 澄夫

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道49号改築工事（揚川改良・新潟県東蒲原郡阿賀町津川字稲荷宮地内から同町西字頭無地内まで）

第3 起業地

1 収用の部分 新潟県東蒲原郡阿賀町津川字稲荷宮、字上空野、字上空野中丸、字下空野中丸、字泥浮清水及び字向大浦並びに西字向大堰、字上仲浦、字大堰下、字今井野、字大野坂下、字大坂上道南、字今井野沢、字大坂上道西、字猿額、字猿額中丸、字雨ヶ沢、字中棚、字墓之後、字上野岐、字上野及び字頭無地内

2 使用の部分 新潟県東蒲原郡阿賀町津川字稲荷宮及び字上空野地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、新潟県東蒲原郡阿賀町津川字古四王下地内から同町黒岩字滴清水地内までの延長7.5kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道49号改築工事（揚川改良）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道49号（以下「本路線」という。）は、福島県いわき市を起点とし、会津若松市、新潟県東蒲原郡阿賀町等を経由して新潟市に至る総延長243.5kmの主要幹線道路である。

本路線の沿線には多数の工業団地が立地し、新潟・福島県間では金属機械工業品、化学工業品、軽工業品等が輸送されている。また、新潟県東蒲原郡地域においては、阿賀野川ライン県立自然公園を中心に、森林公園、キャンプ場、ゴルフ場、温泉地等の観光資源が存在する。本路線は、大型車両が通行できる唯一の一般道路であるために、両県間の物流に必要不可欠な路線であり、また、これらの観光地と県内外とを結ぶアクセス道路として地域観光産業にとってなくてはならない路線でもあるほか、沿線地域の生活道路としての役割も担っている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、幅員が道路構造令（昭和45年政令第320号）の規格に満たない区間が多く、揚川トンネル及び本尊岩トンネルにおいては、特に狭小であるため、大型車のすれ違いが困難である。また、一級河川阿賀野川（以下「阿賀野川」という。）を横断する麒麟橋においても、幅員が特に狭小なことに加え、冬期には堆雪によりさらに幅員が減少するため、大型車のすれ違いが困難となっている。さらに、道路構造令に定める最小曲線半径を満足しない急カーブ箇所も複数存在する。

また、現道のうち、東蒲原郡阿賀町大牧字畑道下地内から同町黒岩字藤ノ牧地内に至る延長約3.5kmの区間においては、落石、土砂崩落及び雪崩のおそれがあることから、連続雨量が150mmに達すると通行止めが行われるなど、異常気象時通行規制区間に指定されており、平成10年から平成19年までの10年間に延べ129時間の通行規制が実施されている。

さらに、異常気象時通行規制区間内の東蒲原郡阿賀町の本尊岩・谷花地区においては、急峻な岩盤斜面の下を現道が通過していることから、異常気象時以外でも落石及び岩石崩落が発生している。特に平成7年4月に発生した新潟県北部地震では、最大234 tの岩塊を含む約5,000^mの落石が発生し、連続88日間の通行規制を余儀なくされるなど、現道は安全かつ円滑な自動車交通が阻害され、主要幹線道路としての機能が十分に発揮されていない状況にある。

本件事業の完成により、異常気象時通行規制区間及び落石危険箇所を回避した線形の良い道路が整備され、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与するものと認められる。

なお、本件事業が生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成21年6月に同法等に準じて任意で大気質、騒音及び振動について環境影響調査を実施したところ、いずれの調査項目においても環境基準等を満足するものと確認されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響調査その他の調査等によると、本件区間及びその周辺の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における天然記念物のオジロワシ及びイヌワシの飛翔並びに絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるクマタカの営巣、オオタカ及びハヤブサの飛翔が確認されている。このうち、クマタカについては、有識者の指導及び助言を受けながら、今後も継続してモニタリング調査を行い、保護対策について検討及び実施をすることとしている。また、オジロワシ、イヌワシ、オオタカ及びハヤブサについては、営巣が確認されていないこと、周辺の土地には同様の生息環境が広く残存することなどから影響は軽微であると認められる。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が7箇所存在するが、このうち6箇所については発掘調査を完了しており、現地保存が必要な遺物は発見されていない。起業者は残る1箇所についても新潟県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道における異常気象時通行規制区間及び落石危険箇所を回避した線形の良い道路を整備し、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的として、道路構造令による第3種第2級の規格に基づきバイパス方式により2車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業のルートは、本件区間を通過し、阿賀野川左岸の集落へのアクセスを考慮した阿賀野川左岸ルート案（以下「申請案」という。）のほか、現道における異常気象時通行規制区間及び落石危険箇所を回避し、阿賀野川右岸の集落へのアクセスを考慮した阿賀野川右岸ルート案の2案について検討が行われている。申請案と阿賀野川右岸ルート案を比較すると、必要面積が少ないこと、JR磐越西線の横断がなく、阿賀野川の橋梁も1箇所、トンネル延長も短いこと、事業費も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的な計画であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、

法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、幅員狭小箇所、線形不良箇所、異常気象時通行規制区間及び落石危険箇所が存在していることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通を確保し、主要幹線道路としての機能を確保する必要があると認められる。

また、新潟県新発田市長を会長とする新潟県県北地方振興促進協議会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 新潟県東蒲原郡阿賀町役場